

平成26年度柴田町議会11月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	斎藤英泰	君

都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	半沢美智子	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	相原光男	君
公共工事検査監	桑島康明	君
税収納対策監	奥山秀一	君
公共施設管理監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則	君
教育総務課長	伊藤良昭	君
生涯学習課長	相原健一	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主任主査	太田健博

議事日程（第1号）

平成26年11月26日（水曜日） 午前9時30分 再会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 報告第25号 専決処分の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 4 報告第26号 専決処分の報告について
（宮城県市町村自治振興センター規約の変更について）
- 第 5 報告第27号 専決処分の報告について
（柴田町障害児通園施設条例の一部を改正する条例）
- 第 6 報告第28号 専決処分の報告について
（平成26年度柴田町一般会計補正予算）
- 第 7 議案第28号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第 8 議案第 29 号 平成 25 年度下水道災害復旧工事（11-140 外）（繰越明許）請負契約について
- 第 9 議案第 30 号 平成 26 年度町道富沢 16 号線道路改良工事請負契約について
- 第 10 議案第 31 号 平成 26 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 11 議案第 32 号 平成 26 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 12 議案第 33 号 平成 26 年度柴田町水道事業会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成26年度柴田町議会11月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番我妻弘国君、17番星吉郎君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、本臨時会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 報告第25号 専決処分の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（加藤克明君） 日程第3、報告第25号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました報告第25号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成26年9月5日に船岡東一丁目（船岡小学校）地内において、町で管理していた給食用コンテナが自走し、教職員駐車場に駐車していた車両に衝突し、損害を与えた事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により、専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、11月会議報告書1ページをお開きください。

報告第25号専決処分の報告について、専決処分の報告書になります。

3ページになります。

平成26年10月14日付専決処分書になります。専決処分の内容につきまして、ご説明を申し上げます。今回の専決処分であります、平成26年9月5日午後1時10分ころ、柴田町船岡東一丁目地内の船岡小学校におきまして、給食後の後片づけが終了しました4台ある給食コンテナのうちの1台が、給食センターの配送車が回収に来るまで無人の給食ターミナルの車どめのすき間から走行滑落し、教職員が駐車しておりました駐車スペースまで自走し、教職員の車両に衝突し損害を与えた事故につきまして、車両の修繕費用の全額を町の負担として修繕を行っております。この費用につきまして保険で対応いたしました。

現在、コンテナが通り抜けました箇所には、ブロック等で通り抜けができないよう措置されており、さらにコンテナにはストッパーの取り付けをすることとし、改善策を講ずることとしております。

事故の発生要因となりました給食コンテナの使用、管理いたします所管課長に対しまして、事故を検証し、各小中学校での給食コンテナの使用状況、設置及び保管の状況等の確認と安全確認の徹底等、事故等の未然防止に努めるように指導したところであります。

中段になります。記の1といたしまして、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりとなります。

次に、2の和解内容及び3の損害賠償の額であります、町は相手方に対しまして損害賠償額15万8,566円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するという内容になります。

地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告いたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回です。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 15番白内です。

なぜ自走したのか、今の説明ではよくわかりませんので、担当課の詳細説明を求めます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） ただいま財政課長が説明した内容の補足説明としてさせていただきます。

当日、船岡小学校の配膳室の関係なんですが、用務員の方と5年生の児童3名で配膳室の清掃をするというふうなことが決まっておるようです、船岡小学校においては、そこにおきまして、配膳室の中にあるコンテナを移動させて配膳室から外に出して、ターミナルのところに出して、配膳室を清掃するという作業が日常的に行われていたようです。その際に、コンテナを出した際に、定位置に置いて作業をするように日々やっておるようだったんですが、その日、たまたま方向を1台ちょっと違う方向に向けてとめてしまったというふうな状態が発生したようです。そこにおいて、徐々にではありますが、稼働してしまって落ちて車にぶつかったという事象が発生したというふうな現象です。

ただ、現場におきまして、私どもも行って確認はしたんですが、勾配もないし、私が故意的に押しても到底再現できないような事象だったので、これにつきましては本当に偶発的なものだというふうに判断させていただきました。検証的には学校の先生方も全員確認したんですが、申しわけございません、原因は不明だというふうに、今回は結論づけさせていただきました。実は、簡単に押してもそんなに動かないコンテナなので、実際的にはそれを押してずっと行けば、段差が30センチぐらいあるので、そこは落ちて動くというのはわかるんですが、足が落ちた時点で、普通は倒れるか、ひっかかるかという状態だと思うんですが、それもひっかからずに5メートルほど移動したという、本当に偶発的になってしまったということなので、私のほうでも検証はしてみたんですが、ちょっと不可能なことなので、今後こういうことには、当然あり得ないとは思いますが、万全を期しまして、コンテナにつきましてはストッパーをつけるというふうな対応策として講じてということで、今の財政課長の話のとおりとさせていただきます。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。1人1回です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） ほかにないようですので、以上で、報告第25号専決処分の報告を終結いたします。

日程第4 報告第26号 専決処分の報告について

（宮城県市町村自治振興センター規約の変更について）

○議長（加藤克明君） 日程第4、報告第26号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第26号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、財団法人宮城県市町村振興協会が公益財団法人宮城県市町村振興協会に名称を変更したことに伴い、宮城県市町村自治振興センター規約の一部を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第3項の規定により、専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 詳細説明を行います。

報告書7ページをお開きください。

宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての専決処分書になります。

変更内容については、別紙報告第26号関係資料新旧対照表で説明いたします。

第12条です。この中で規定している「財団法人宮城県市町村振興協会」を「公益財団法人宮城県市町村振興協会」に改めます。

この変更規約の施行は、構成市町村の協議の成立した日からとしています。

以上が詳細説明です。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第26号専決処分の報告を終結いたします。

日程第5 報告第27号 専決処分の報告について

(柴田町障害児通園施設条例の一部を改正する条例)

○議長（加藤克明君） 日程第5、報告第27号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第27号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、柴田町障害児通園施設条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてであります。

児童福祉法の一部を改正する法律が平成27年1月1日から施行されることに伴い、改正法を引用している柴田町障害児通園施設条例の一部を改正したものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項の規定により、専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） それでは、報告第27号柴田町障害児通園施設条例の一部を改正する条例の専決処分について、詳細説明を申し上げます。

報告書13ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分月日は平成26年11月21日になります。ただいま報告理由でも申し上げましたが、今回の改正は、上位法である児童福祉法改正に伴う引用条項の改正で、条例内容についての変更はございません。

先に児童福祉法改正の概要を申し上げます。小児慢性特定疾病の医療支援についての定義規定が第6条の2として規定されることに伴い、これまで障害児通所支援等の定義規定であった第6条の2は第6条の2の2に繰り下げられます。これにより、当条例中児童福祉法第6条の2を引用している箇所について改正が必要となりました。

それでは、条例の一部改正について説明を申し上げます。

報告書15ページになります。

柴田町障害児通園施設条例の一部を次のように改正する。

第3条（事業）です。

第1号中、児童福祉法第6条の2を引用していたことにより、「第6条の2第2項」を「第

6条の2の2第2項」に改めるものです。

附則です。

この条例は、平成27年1月1日から施行するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第27号専決処分の報告を終結いたします。

日程第6 報告第28号 専決処分の報告について

（平成26年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第6、報告第28号専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第28号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成26年度柴田町一般会計補正予算は、平成26年11月21日の衆議院解散に伴う平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る執行経費を計上するものです。これにより、歳入歳出それぞれ1,690万円を増額し、補正後の予算総額は122億8,973万6,000円となりました。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第10項の規定により、専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、11月会議報告書17ページをお開きください。

報告第28号専決処分の報告につきまして、専決処分の報告書になります。

19ページになります。

平成26年11月21日付の専決処分書になります。専決処分の内容につきましてご説明を申し上げます。

21ページをお開きください。

平成26年度柴田町一般会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億8,973万6,000円とするものであります。

26ページになります。

これより歳入歳出の事項別明細となります。

歳入です。

15款3項1目2節国庫支出金の選挙委託金1,690万円を補正財源として、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金として計上いたします。

27ページになります。

歳出です。

2款4項3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費として、歳入と同額の1,690万円を計上いたします。選挙費全額が国庫支出金として支弁された補正予算となります。1節報酬から18節備品購入費まで、今回の選挙に係る投開票事務従事者等の手当及び選挙諸経費等となりますが、18節の備品購入費202万8,000円につきましては、投開票事務等で使用いたします立ち机35台の購入を予定しております。

以上、専決処分いたしました報告第28号一般会計補正予算につきましての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は、1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第28号専決処分の報告を終結いたします。

日程第7 議案第28号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第28号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第28号柴田町職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年8月に出された国の人事院勧告及び平成26年10月の宮城県人事委員会勧告を踏まえ、職員の月例給並びに通勤手当及び勤勉手当の引き上げについて改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 補足説明いたします。

議案書の1ページになります。

議案第28号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。8月7日に行われた人事院勧告に基づく改正となります。人事院勧告は26年4月1日から適用になる民間給与との格差是正の通常勧告、それと来年4月1日から適用となる給与制度の総合的見直しの改正の二本立てで勧告が行われました。ことしの4月からの通常勧告は、民間との給与格差1,090円、0.27%になります。ボーナスで0.17月分の格差を埋めるための勧告となりました。若年層に重点を置いた勧告となります。来年4月からの給与制度の総合的見直しについては、地域手当の級地区分布の見直し、また給料表の引き上げに連動した支給割合の見直しが行われます。

また、管理職職員特別勤務手当について、週休日、休みの日については規定があったんですが、その他の一般日における深夜の勤務を行った場合についても管理職の特別勤務手当が支給されることとなります。

ただ、今回の条例改正については、本年の26年4月から適用となる給料表のみの改正です。来年4月からの給料表については、県内の他市町村の改正状況を踏まえて、来年3月までの間に条例改正を考えたいというふうに考えております。

議案説明いたします。

議案書の1ページです。

第1条は、26年4月1日適用の勤勉手当、通勤手当、給料表の改正です。

第19条になります。勤勉手当です。

第2項第1号、一般職員の勤勉手当「100分の67.5」を「100分の82.5」とし、勤勉手当の年間支給割合を「1.35月分」から「1.5月分」へ0.15月分引き上げるものです。同様に、第2項第2号は、再任用職員の勤勉手当を「100分の32.5」から「100分の37.5」とし、年間支給割合を0.05月分引き上げます。26年度6月期は既に改正前の支給割合で支給しておりますので、今

回の支給割合は、26年度12月分に合わせて適用といたします。

議案書の2ページになります。

通勤手当です。

第2項第2号、自動車等の使用について規定しています。民間の通勤手当の支給額を平均で10%下回っております。使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げになります。

議案書3ページになります。

改正する本則の附則になります。

第10項、行政職給料表6級相当以上で55歳に達した日以後における最初の4月1日の職員は、勤勉手当減額対象額、これは給料月額と地域手当の合計額に役職加算の割合を乗じて得た額になりますが、「100分の1.0125」を乗じた額を勤勉手当から減額していたものを「100分の1.2375」を乗じた額とするものです。ちょっとややこしいんですが、給料を上げた上で、今管理職については1.5%の減額をしていますが、その額を確保するためにこの式になります。ちょっと式を2つ、3つ重ねてしまうとこの1.2375という数字になります。ご理解いただきたいと思います。

議案書4ページから9ページは給料表をあらわしています。

ゴシックでアンダーラインの部分が改正箇所です。200円から2,000円の引き上げ幅となります。平均の改定率は0.3%、若年層ほど引き上げ幅が大きくなっています。金額にしますと、月例級平均で1,300円程度、期末勤勉手当は4万8,000円程度の引き上げとなります。

飛びますが、議案書10ページになります。

第2条です。これは平成27年、来年4月1日からの適用の地域手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当の改正になります。

第10条の2（地域手当）です。第2項で地域手当の級地区分を6級地から7級地へ1区分増設しました。支給割合の見直しも行っています。ただ、柴田町は該当しません。宮城県では多賀城市、仙台市、名取市が該当します。柴田町から県庁に派遣している職員1人が今該当するというふうになると思います。

次に、第17条の2（管理職員特別勤務手当）です。第2項、管理監督職員が災害の対処その他の臨時または緊急の必要により、平日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合に、新たに手当を支給するとしたものです。

第3項第2号で、この金額を6,000円を超えない金額とすることを定めています。

次に、第19条です。（勤勉手当）第2項第1号で、一般職員の勤勉手当を「100分の82.5」を「100分の75」とします。

第2号は再任用職員の「100分の37.5」を「100分の35」とします。ことし引き上げて、来年4月から引き下げるのは、ことしの引き上げは6月分と12月分、2回分を本年度規定しますが、来年4月からは1回分だけの支給割合を記述しますので、条例上は月数が下がるというふうになります。

議案書12ページです。

上段ですが、改正する本則の附則となります。

第10項、給料表6級相当職の55歳に達した以後、4月1日以後の職員について「100分の1.2375」を「100分の1.125」を乗じた額とするというふうに引き下げを同じように行っています。

12ページの中段からはこの条例、本改正条例の附則です。

第1項、第2項は、条項ごとの施行期日を定めています。

第3項、第4項で、号俸調整、内払を定めています。

以上が、詳細説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第29号 平成25年度下水道災害復旧工事（11－140外）（繰越明許）請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第29号平成25年度下水道災害復旧工事（11－140外）

(繰越明許) 請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長 (滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第29号平成25年度下水道災害復旧工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本工事は、平成23年に発生した東日本大震災後のたび重なる余震により、下水道管渠に著しい勾配不良が発生し、マンホール内に常に滞水している区間の下水道施設の機能復旧を図るため実施するものです。

既決予算に基づき、10月27日、制限付一般競争入札の入札公告を行い、11月12日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社松浦組と9,979万2,000円で工事請負仮契約を11月14日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長 (加藤克明君) 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長 (武山昭彦君) それでは、議案第29号平成25年度下水道災害復旧工事 (11-140外) (繰越明許) 請負契約についての説明を申し上げますので、議案書13ページをお開きください。

最初に、契約と入札に係る内容につきましてご説明を申し上げます。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えていますことから、指名委員会の内規により、制限付一般競争入札とし入札を執行し落札者を決定、その入札結果を報告するものであります。

議案書13ページの2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約となり、3の契約金額は、消費税を加算して9,979万2,000円となりました。契約の相手方は、松浦組が落札して、11月14日に仮契約を締結しております。この仮契約につきましては、11月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により契約の効力が得られるものであります。

入札の結果についてご説明をいたしますので、別冊の議案第29号関係資料、工事請負契約案

件資料の1ページをごらんください。

入札と契約の方法につきましては、先ほど申し上げましたが、指名委員会の内規により制限付一般競争入札として入札を執行しております。制限つきといたしましては、地元企業等の参加に配慮し、入札参加資格を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に本社が所在する事業所とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることの条件とし制限を付し、さらには価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値を柴田町に本社を有する場合には700点以上、町外に本社を有する場合は800点以上のAランクと言われる企業への参加を求めた結果、1ページに記載があります町内業者3者の入札参加となりました。入札者は、入札参加申し入れのあったこの3者について、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの3者について全て参加をいただきました。

次の2ページが、入札結果調書となります。

入札執行日は、11月12日。予定価格につきましては、設計額になります。消費税抜きで9,612万3,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きで7,689万8,400円となり、予定価格の8割に相当する額となります。11月14日に仮契約を行い、工期は、議決の日の翌日から平成27年3月20日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表でご説明をいたします。

今回の入札では、町内に本社が所在いたしますこの3者の入札参加となり、入札は1回目の入札で3社とも予定価格を下回っておりましたが、最低入札価格金額で応札をいただきました株式会社松浦組が9,240万円で落札し、11月14日に仮契約を行っております。契約金額は、議案書のとおり、落札金額に消費税額を加算いたしました9,979万2,000円となります。

以上で、議案第29号平成25年度下水道災害復旧工事請負契約についての入札と契約につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、工事内容につきまして説明を申し上げます。

関係資料の3ページをごらん願います。

今回の施工箇所を示しております。先ほども提案理由で申し上げましたように、大震災の余震の影響によりまして管路に対して最大18センチに至る変状があり、そのための機能回復するための復旧工事でございます。

真ん中に位置図を示しております。

1つの工区は、船岡工区、左上に大きい地図を示していますが、船岡東三丁目地内、ミニス

トップとかの場所から、いっぷく亭さんを通りまして、松ちゃん食堂さんの次の3差路までの区間の施工延長が369.2メートル、その内訳が、開削工法、口径200ミリです、Lが7.4メートル、これは既設管への接続の分を開削工法で行うものでございます。推進工法、L361.8メートル。マンホール復旧工、N9カ所。各家庭の取り出しの切りかえが28カ所でございます。

もう一つの工区は、船岡新栄三丁目地内でございます。船岡新栄3号公園の北側に当たる2つの路線で、施工延長が109.9メートル、開削工法は、口径200ミリですが、同じように109.9メートル、各家庭の取り出し管工の切りかえ8カ所。

総括の合計の概要でございますが、施工延長、L479.1メートル、開削工法、L=117.3メートル、推進工法、361.8メートル、マンホール復旧工が9カ所、取出管工が36カ所となります。

次のページ、お願いします。

船岡工区の概要をあらわしております。左上から右下に平面図をあらわしております。青色の破線で示した路線が現在の既存の污水管のルートでございます、赤で着色しました実線が今回復旧する区間をあらわしております。真ん中の中央に横断図を書いておりますが、現在の污水管の深さが3.3メートル前後の深さになりますために、同じ位置での掘り返しをして入れかえすることは、現材を使用しながら切りかえをするため、非常に難しいために、反対側に新たに小口径推進で管渠を新設をしまして、順次各家庭の取りつけ管をつなぎかえをしながら復旧をしていくものでございます。

先ほどの開削工法といいますのは、右下の最後の接続の分、これ、7.4メートルでございますが、ここは既設管同士がぶつかりますので、これを開削して接続するものでございます。

この切りかえが終わりましたら、左側に書いておりますが、既設管の処理でございます。既設管の管体には、管路にはモルタル充填をしまして空隙を埋めます。さらに、マンホールはセメントを混合した改良土で、かたくなるようにマンホール内も充填をします。現在のマンホールぶた、これは再利用を図っていきます。上の片面斜壁の部分は、これを撤去して埋めるものでございます。

最後の5ページでございます。

こちら、船岡新栄の工区の方でございますが、2つ路線で、これは現在の埋設深は2メートル弱でございますので、従来やってきました工法、同じところで掘り返しをしながら新しい管に入れかえをするものでございます。当然、下水路は使用中でございますので、バキュームカー等を用意しながら、随時排水しながら布設がえをしていくものでございます。

ということで、準備が整い次第、年明けから現場に着手をして、2月中までには何とか管路

の推進とマンホール切りかえを終えて、3月20日までには完成していきたいというふうに考えております。

現場の通行規制でございますが、基本的には片側交互通行を確保しながら施工していきたいと思いますが、交差点に係る部分、これは車両通行どめをする必要がございますので、地元の方には最小限の制限で施工していきたいというふうに考えております。

工事のお知らせでございますが、当然、お知らせ版等、または地区の回覧等で十分にお知らせしながら、説明をしながら工事を進めていきたいと思っております。

船岡新栄工区のほうは一般住宅ですが、これは施工中は車両通行どめということをお願いをしながら施工を進めていきたいと思っております。

以上の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。ちょっと2点ほど質問させてください。

このような地盤沈下による逆勾配という形が町内にはほかにどのくらい残っているのか。その件と、それと18センチ沈下したことによるということなんですが、そうすると、道路排水とかそういったことについての影響はなかったのかどうか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 実は、この以前にも余震で被災があったところ、清住町、あとは東神山前地区等、異常箇所があったところは、その都度災害復旧でやらせていただきました。ただ、なかなか新たな場所と申しますか、これが、地区の住んでいる方等から連絡等が、異常なおいが発生するとかあるところはわかるんですが、なかなかわからない点がありますので、今のところは、ここ以外のところで異常があるということはないと思っております。

今回このように管の不陸がありまして滞水等があったわけなんですけど、やはり滞留することで管内に油脂類等が固着するんです。そのためにさらに排水の不良が発生していたことが、実はことしの1月から1カ月かけてカメラ調査をした時点でわかりました。当然、カメラ調査をするためにはやっぱり洗浄しますので、それら进行处理しましたので、滞留をしながらでも、サイホンという形ですか。そういう形で流れております。マンホール内では滞留しているのは見えるんですが、現在のところは支障なく排水できると思っています。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。ありませんか。

○4番（秋本好則君） 先ほどの中で、18センチ沈下したということで、道路両脇の排水路、その辺のところの影響はなかったのかという質問もちょっとしていただんですけども。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 大変失礼しました。

現場の状況は、異常はありません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号平成25年度下水道災害復旧工事（11－140外）（繰越明許）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号 平成26年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第30号平成26年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第30号平成26年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの道路改良工事につきましては、防災・安全社会資本整備交付金事業にて実施する道路拡幅であります。近年の当該道路利用者の増加に伴い、車両往来等に支障を来している状況から、通行者の安全を図るため工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、10月27日、制限付一般競争入札の入札公告を行い、11月12日に入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の3者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と1億6,200万円で工事請負仮契約を11月14日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第30号平成26年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約につきましてのご説明を申し上げますので、議案書15ページをお開きください。

最初に、入札、契約に係る内容につきましてご説明を申し上げます。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規により制限付一般競争入札とし入札を執行し落札者を決定、その入札結果を報告するものであります。

議案書15ページの2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約となり、3の契約金額は、消費税を加算いたしまして1億6,200万円となりました。4の契約の相手方は、株式会社四保工務店が落札しており、11月14日に仮契約を締結しております。この仮契約につきましては、11月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法の第234条第5項の規定により契約の効力が得られるものであります。

入札の結果につきましてご説明をいたしますので、別冊の議案第30号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

入札と契約の方法につきましては、制限付一般競争入札としておりますが、制限つきといたしましては、地元企業等の参加に配慮し、入札参加資格を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に本社が所在する事業所とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることなどを参加の条件とし制限を付し、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値を柴田町に本社を有する場合は700点以上、町外に本社が所在する場合には800点以上とし、Aランクと言われる企業への参加を求めた結果、1ページにあります町内業者3者の入札参加となりました。入札参加申し入れのあったこの3者につきまして、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの3者の全てが入札に参加をいただきました。

次の2ページが、入札結果調書となります。

入札執行日は、11月12日。予定価格につきましては、設計額になります。消費税抜きで1億5,167万6,000円、最低制限価格も同様に消費税抜きで1億2,134万800円となります。予定価格の8割に相当する額となります。11月14日に仮契約を行い、工期は、議決の日の翌日から27年3月31日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段でご説明をいたします。

今回の入札では、町内に本社が所在いたします3者の入札参加となり、入札は1回目で最低応札金額で応札いただきました株式会社四保工務店が1億5,000万円で落札し、11月14日に仮契約を行っております。契約金額は、議案書のとおり、落札金額に消費税を加算いたしました1億6,200万円となります。

以上で、議案第30号、町道富沢16号線道路改良工事請負契約についての入札と契約に係る内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） それでは、工事の概要について説明を申し上げます。

同じ資料の3ページをお開きください。

平面図でお示ししています。今回の工事につきましては、むつみ学園、農村公園のあるところから300メートルぐらい富沢に向かったところから、主要地方道亘理村田線、右側の県道まで、2,180メートルになります。

全体の工事概要につきましては、下の表で説明を申し上げます。

路床盛土工といたしまして3,900立方メートル、それから路体盛土工28立方メートル、それからサンドマット工ということで、これまでやってきた載荷盛土という下に敷く部分なんですけれども、砂のマットを敷くんです。そこが1,500平方メートル、それから載荷盛土、これは沈下促進のために盛り土を立ち上げます。1万立方メートルです。それから、橋梁下部工、今回は、五間堀の右岸堤、右側の堤防に橋台を1基増設します。それから仮設工といたしましては、仮締め切りをしまして水を流すとか、仮設ヤードの整備になります。

4ページをお開きください。

4ページの表では、上の平面図で、それぞれ大きく3つの工区に分かれていまして、左側から路床盛土、路体盛土ということで、その標準断面が下の左側の絵になります。No.25からNo.63+17.5メートルの区間につきましては、下の横断図のとおり、田んぼ側に路体の盛り土、路体が入りまして、その上に路床盛土になるんですけれども、完成する断面の道路の幅分、盛り土して道路幅が広がります。利用は現道のみになりますけれども、道路の形が見えてくるとい

うふうになります。それから、盛土撤去工6,100立方メートルです。下の土工図の、真ん中の絵になります。今まで点線で書いてあったように高く盛ってあったところを撤去して、ここも道路の幅の形が見えてきます。この作業になります。最終のところのNo.110+10.0から県道までの区間につきましては、これまで同様に沈下促進のための盛り土をするというふうな工区に、3工区に分かれて仕事をするようになります。

次の5ページをお開きください。

先ほど工事概要で申し上げました、大きくは今の3つの盛り土の土量の土工になるんですけども、もう一つが、右岸の堤防に橋台を今回増築します。鋼管杭800ということで、80センチの径の鋼管杭を41メートル打ち込みまして、18本。その上に、今回、今の絵の左上に側面図とあるんですけども、A2橋台ということで橋台を1基増設する工事になります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番秋本好則君。**

○4番（秋本好則君） 1点だけちょっと確認したいことあるんですが。盛り土なんですが、先行してやっているところ、あそこを通ると今の道路が少しゆがんでいる感じがするところがあるんですけども、周辺の田畑とかそういったことに対する沈下とか、そういった影響は今までなかったのでしょうか。その確認だけお願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 現在は、あの沈下は予定どおり、道路のほうは促進して、田面に対する影響については、今のところ確認されていません。

○議長（加藤克明君） 4番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号平成26年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号 平成26年度柴田町一般会計補正予算

日程第11 議案第32号 平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

日程第12 議案第33号 平成26年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第31号平成26年度柴田町一般会計補正予算、日程第11、議案第32号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、日程第12、議案第33号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第31号平成26年度柴田町一般会計補正予算、議案第32号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第33号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の人事院勧告等による柴田町職員の給与に関する条例の改正に伴い、職員の給料を初めとする人件費を補正するものです。あわせて、一般会計においてさきの台風19号災害による災害復旧費を措置し、これらの財源として、基金繰入金の補正を行っております。

一般会計につきましては、補正額は1,075万4,000円の増額となり、補正後の予算総額は123億49万円となります。

公共下水道事業特別会計につきましては、276万7,000円を減額し、補正後の予算総額は25億9,169万6,000円となります。

水道事業会計につきましては、支出のみの補正となります。

収益的支出は、47万6,000円を増額し、補正後の予算総額は12億7,995万1,000円となります。また、資本的支出は、6万2,000円減額し、補正後の予算総額は3億4,211万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、一括議題となりました議案第31号から第33号までの一般会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計のそれぞれの補正予算につきまして順次説明を行います。

3件のうちの1件目になります。議案書17ページをお開きください。

議案第31号平成26年度柴田町一般会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,075万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億49万円とするものです。

23ページになります。

歳入です。

今回の給与改定に伴う補正と農林水産施設災害復旧費の財源の全額を19款繰入金金の1,075万4,000円を財政調整基金から繰り入れし、補正財源とするものであります。

これにより、財政調整基金の残額は8億1,642万3,000円となり、町債等管理基金との合計額では10億1,645万4,000円となります。ちなみに、町債等管理基金の残額は2億3万円となります。

24ページ以降、歳出の事項別明細となります。各款項目のそれぞれの2節給料、3節職員手当等、4節共済費、いずれも先ほどご承認をいただきました給与等の条例改正と人事異動に伴う補正予算措置となります。

24ページの2款1項1目一般管理費の274万1,000円の減と29ページの7款1項1目商工振興費394万4,000円の減は、職員等の退職による減額となります。

30ページになります。

8款4項3目28節繰出金276万7,000円の減は、9月1日付の人事異動により、上下水道課職員の下水道従事職員が1名減額となったことから、公共下水道事業特別会計への繰出金の額を減ずるものであります。

32ページの一番下になります。

11款災害復旧費として10月14日の台風19号による大雨により、田んぼの稲刈り終了後の稲わらが低地排水路等に流出し堆積し、被害があったことから、これらの稲わらを早期に除去、処分の措置を講ずる必要があり、その費用を台風19号災害稲ワラ処理業務委託料として97万2,000円の補正予算の計上をお願いするものであります。

以上、一般会計補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案書37ページをお開きください。

議案第32号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ276万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,169万6,000円とするものであります。

補正の内容は、一般会計補正予算と同様に、給与等に関する条例の改正により所要の補正を行うもので、さらに9月の人事異動により1名減員となったことから、給与等の変更、減額措置の補正を行うものであります。

41ページになります。

歳入です。

一般会計においても説明を行いました。4款1項1目他会計繰入金276万7,000円の減額は、人事異動により1名減員となったことから、一般会計からの繰入金を減額し、一般会計へ戻し入れを行うものであります。今回の給与等の改定に伴う補正財源として、1名減じた給与等を補正財源として、さらに剰余分を一般会計へ戻し入れを行うこととなります。

42ページは、歳出の事項別明細となります。

1款、2款、それぞれの2節給料、3節職員手当等は、給料等の条例改正と人事異動に伴う補正予算措置となります。

5款1項1目元金は、補正額の財源内訳の組み替えを行い、補正額の増減はありません。

以上、公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案書45ページをお開きください。

議案第33号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、一般会計補正予算と同様に、給与等の条例改正により給与等の変更の所要の補正を行うものであります。

45ページの第2条になります。

予算第2条に定めた業務の予定量のうち、主要な建設改良事業の既決予定額1億6,840万6,000円を人件費の補正といたしまして6万2,000円を減額し、補正後の金額を1億6,834万4,000円に改めるものであります。

次に、第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入においては補正額はなしで、歳出のみの補正となり、1款水道事業費用の1項非営業費用11億8,168万3,000円を人件費補正として47万6,000円を増額し、補正後の金額を11億8,215万9,000円と改めるものであります。

次に、第4条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額2億3,097万6,000円を2億3,091万4,000円に改め、過年度分の損益勘定留保資金2億2,453万

4,000円を2億2,447万2,000円と改めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額を収入額の補正額はなしとし、1款資本的支出のうち、1項建設改良費1億7,165万7,000円を6万2,000円を減額し、補正後を1億7,159万5,000円と改めるものであります。

46ページになります。

第5条は、予算第7条に定めた経費の金額、この金額につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額であります。職員給料のうち、今回、人件費の増額が生じますことから41万4,000円を増額し、補正後の金額を7,226万3,000円と改めるものであります。

54ページをお開きください。

補正の詳細を収益的収入支出補正予算額実施計画明細書にて説明をいたします。

収入の補正はありません。

支出ですが、1款1項営業費用合計で47万6,000円の増額補正となり、各科目区分の説明といたしまして、1節の給料、2節の手当、5節の法定福利費、いずれも一般会計同様に給料等の条例改正による補正計上となります。

次の55ページになります。

資本的収入支出補正予算額実施計画明細書を説明いたします。

資本的収入はなしとなります。

支出は、款1項1目2水道事業費、水道工事費、補正額は6万2,000円の減額となります。各科目区分の説明といたしまして、節1給料、節2手当、それぞれの増額は、給与等の条例改正による補正計上となります。3節法定福利費の14万円の減額は、決定見込み額によるものとなります。

以上で、一括議題となりました議案第31号から33号までの一般会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計のそれぞれの補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 31号の補正予算で、32ページの稲わら処理ということで、これの内容についてお聞きしたいと思います。どういうふうな感じで処理をしたのかということ、状況を説明いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 内容ですけれども、これはことしの10月14日の台風19号における大雨により、低地排水もしくは用水路、排水路に稲わらが集まってしまって、その部分を、漂着した稲わらをこれからの流水阻害になるために、対策として稲わらを除去する事業になります。地区的には11カ所あるんですけれども、一番多かったのは入間田地区5カ所、上川名地区3カ所、1カ所ずつ、槻木、四日市場、船迫、そういう地区になっています。そのような内容でした。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号平成26年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号平成26年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第33号平成26年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年度柴田町議会11月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時40分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年11月26日

議 長 加 藤 克 明

署名議員 16番 我 妻 弘 国

署名議員 17番 星 吉 郎